

政令番号359 n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和2年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道						4.0E+1	40.0	40.0
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	1.0E+0			1.0		1.2E+1	12.0	13.0
8	茨城県						1.7E+0	1.7	1.7
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県						2.0E+2	203.0	203.0
12	千葉県	1.0E-1			0.1		5.6E+1	56.0	56.1
13	東京都	6.0E+0			6.0				6.0
14	神奈川県	4.3E+1			43.0		6.0E+3	6,002.0	6,045.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県						1.2E+3	1,200.0	1,200.0
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県						1.3E+2	130.0	130.0
25	滋賀県	1.0E-1			0.1				0.1
26	京都府								
27	大阪府	2.0E+0			2.0		5.0E+1	50.0	52.0
28	兵庫県	4.0E+1			40.0		1.6E+2	156.0	196.0
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	2.2E+1			22.0				22.0
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.1E+2			114.2		7.9E+3	7,850.7	7,964.9

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。